

## 改正後

### 福井県設計業務総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事に係る設計業務の委託契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う設計業務（以下「対象業務」という。）は、所管部長等（福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第4条第4項第4号ハの規定により、かいの長に契約の締結を委任された設計業務にあつては、かいの長。以下同じ。）が設計業務のうち規模、内容等を勘案して、総合評価落札方式による入札の執行が適当であると認めたものとする。

(評価方式)

第3条 評価方式は、実績評価型（簡易型）（入札価格および同種業務の実績、業務成績等を一体として評価する評価方式をいう。）により行うものとする。

(入札方式)

第4条 対象業務の入札方式は、指名競争入札とする。

(総合評価審査会)

第5条 総合評価落札方式を行うことの適否の決定、落札者決定基準の決定、設計業務技術資料に関する審査および評価ならびに総合評価落札方式の結果の審査に係る事務は、福井県建設工事総合評価落札方式実施要領（以下「実施要領」という。）第17条に規定する総合評価審査会（以下「審査会」という。）が行うものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第6条 審査会は、総合評価落札方式を実施するに当たり、令第167条の10の2の規定に基づき、あらかじめ、実施要領第18条に規定する福井県総合評価技術委員会の意見を聴かなければならない。

(入札説明書に明示する事項)

第7条 入札参加者に対して指名の通知（以下「指名通知」という。）を行う際の入札説明書には、次に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 業務概要

ア 業務名

イ 河川・路線名等

## 改正前

### 福井県設計業務総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事に係る設計業務の委託契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う設計業務（以下「対象業務」という。）は、所管部長等（福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第4条第4項第4号ハの規定により、かいの長に契約の締結を委任された設計業務にあつては、かいの長。以下同じ。）が設計業務のうち規模、内容等を勘案して、総合評価落札方式による入札の執行が適当であると認めたものとする。

(評価方式)

第3条 評価方式は、実績評価型（簡易型）（入札価格と同種業務の実績、業務成績等を一体として評価する評価方式をいう。）により行うものとする。

(入札方式)

第4条 対象業務の入札方式は、指名競争入札とする。

(総合評価審査会)

第5条 総合評価落札方式を行うことの適否の決定、落札者決定基準の決定、設計業務技術資料に関する審査および評価ならびに総合評価落札方式の結果の審査に係る事務は、福井県建設工事総合評価落札方式実施要領（以下「実施要領」という。）第5条に規定する総合評価審査会（以下「審査会」という。）が行うものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第6条 審査会は、総合評価落札方式を実施するに当たり、令第167条の10の2の規定に基づき、あらかじめ、実施要領第6条に規定する福井県総合評価技術委員会の意見を聴かなければならない。

(入札説明書に明示する事項)

第7条 入札参加者に対して指名の通知（以下「指名通知」という。）を行う際の入札説明書には、次に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 業務概要

ア 業務名

## 改正後

## 改正前

<p>ウ 業務箇所 エ 業務内容 オ 履行期限 カ 設計額（消費税および地方消費税相当分を除く。） キ 入札方式 ク 当該業務が総合評価落札方式の対象となる業務であること。</p> <p>(2) 入札に関する事務を担当する機関の名称、所在地等 (3) 入札手続</p> <p>ア 質問の受付および回答方法 イ 設計図面等の配布および閲覧方法 ウ 入札書および設計業務技術資料の提出方法 エ 入札および開札に関する事項 オ 落札者の決定方法 カ 落札者とならなかった者に対する理由の説明に関する事項</p> <p>(4) 技術評価の項目およびその評価基準 (5) 失格基準 (6) 設計業務技術資料および設計業務技術資料に記載された事実を確認するための資料（以下「確認資料」という。）に関する事項 (7) 総合評価点の算出方法 (8) その他総合評価落札方式に関し必要と認められる事項</p> <p>(評価方法)</p> <p>第8条 総合評価落札方式による評価の方法は、入札価格に基づく価格評価点に企業および技術者の技術力を評価する技術評価点を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）による。</p> <p>2 価格評価点および技術評価点の比率は、1：1（60：60）とする。ただし、試行に当たっては、技術提案、実施方針等を求めない実績評価型（簡易型）で行うことを考慮し、当分の間、60：20とする。</p> <p>(評価点の算定の方法)</p> <p>第9条 価格評価点は、1から入札価格を予定価格で除した数値を減じた数値に60を乗じて得た数値（小数点以下3位未満の端数があるときは四捨五入し、小数点以下3位まで算出する。）とする。</p> <p>価格評価点 = <math>60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})</math></p> <p>2 技術評価点は、技術評価の得点を合計した数値を技術評価の配点の合計で除した数値に20を乗じて得た数値（小数点以下3位未満の端数があるときは四捨五入し、小数点以下3位まで算出する。）とする。</p> <p>技術評価点 = <math>20 \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})</math></p>	<p>イ 業務内容 ウ 履行期限 エ 設計額（消費税および地方消費税相当分を除く。） オ 入札方式 カ 当該業務が総合評価落札方式の対象となる業務であること。</p> <p>(2) 入札に関する事務を担当する機関の名称、所在地等 (3) 入札手続</p> <p>ア 質問の受付および回答方法 イ 設計図面等の配布および閲覧方法 ウ 入札書および設計業務技術資料の提出方法 エ 入札および開札に関する事項 オ 落札者の決定方法 カ 落札者とならなかった者に対する理由の説明に関する事項</p> <p>(4) 技術評価の項目およびその評価基準 (5) 失格基準 (6) 設計業務技術資料および設計業務技術資料に記載された事実を確認するための資料（以下「確認資料」という。）に関する事項 (7) 総合評価点の算出方法 (8) その他総合評価落札方式に関し必要と認められる事項</p> <p>(評価方法)</p> <p>第8条 総合評価落札方式による評価の方法は、入札価格に基づく価格評価点に企業および技術者の技術力を評価する技術評価点を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）による。</p> <p>2 価格評価点および技術評価点の比率は、1：1（60：60）とする。ただし、試行に当たっては、技術提案、実施方針等を求めない実績評価型（簡易型）で行うことを考慮し、当分の間、60：20とする。</p> <p>(評価点の算定の方法)</p> <p>第9条 価格評価点は、1から入札価格を予定価格で除した数値を減じた数値に60を乗じて得た数値（小数点以下3位未満の端数があるときは四捨五入し、小数点以下3位まで算出する。）とする。</p> <p>価格評価点 = <math>60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})</math></p> <p>2 技術評価点は、技術評価の得点を合計した数値を技術評価の配点の合計で除した数値に20を乗じて得た数値（小数点以下3位未満の端数があるときは四捨五入し、小数点以下3位まで算出する。）とする。</p> <p>技術評価点 = <math>20 \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})</math></p>
--	---

## 改正後

### (設計業務技術資料の提出)

- 第10条 指名通知を受けた者のうち入札に参加を希望する者は、発注機関の長が定める提出期間内に、入札書および設計業務技術資料提出書(様式第1号)、設計業務技術資料自己評価申請書(様式第1号の2)を同時に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により定める提出期間は、指名通知の日の翌日から起算して、原則として15日(県の休日を含む。)以上経過した日、以後に設定しなければならない。
- 3 第1項の規定により入札書および設計業務技術資料提出書(様式第1号)、設計業務技術資料自己評価申請書(様式第1号の2)を提出した者のうち、第15条第1項第1号または第3号に規定する総合評価点が第1位の者は、設計業務技術資料(様式第2～5号)および確認資料を提出しなければならない。
- 4 第1項の設計業務技術資料の様式は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 設計業務技術資料提出書(様式第1号)
  - (2) 設計業務技術資料自己評価申請書(様式第1号の2)
  - (3) 企業の技術力 同種・類似業務の実績(様式第2号)
  - (4) 配置予定技術者の同種・類似業務の実績(様式第3号の1および第3号の2)
  - (5) 配置予定技術者の知識および技術力、業務執行体制等(様式第4号の1から第4号の3まで)
  - (6) 設計業務の成績評定点・地域精通度・地域貢献度(様式第5号)
- 5 設計業務技術資料提出書(様式第1号)、設計業務技術資料自己評価申請書(様式第1号の2)の提出方法は、原則として電子入札システムによる電送とする。ただし、設計業務技術資料(様式第2～5号)および確認資料については、郵送等または持参とする。
- 6 設計業務技術資料および確認資料(以下「設計業務技術資料等」という。)の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 7 設計業務技術資料等の返却および公表は、行わないものとする。
- 8 設計業務技術資料等の提出後における提案内容の変更は、認めないものとする。
- 9 発注機関の長は、第3項の規定により入札参加者が提出した確認資料だけでは、設計業務技術資料に記載された事実を確認することができないときは、確認資料の追加提出を求めることができる。

### (総合評価失格基準価格)

第11条 総合評価失格基準価格については、最低制限価格制度実施要領第3条の規定を準用する。

### (失格基準)

- 第12条 次のいずれかに該当する者のした入札は、失格とするものとし、その旨を第7条(5)に規定する事項として入札説明書に明示するものとする。
- (1) 第10条第4項1号に掲げる設計業務技術資料(様式第1号、第1号の2)を提出しない者
  - (2) 提出した設計業務技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者
  - (3) 総合評価失格基準価格を下回る価格で入札を行った者
  - (4) 入札前の入札情報サービスシステムによる閲覧が確認できない者

## 改正前

### (設計業務技術資料の提出)

- 第10条 指名通知を受けた者のうち入札に参加を希望する者は、発注機関の長が定める提出期間内に、入札書および設計業務技術資料を同時に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により定める提出期間は、指名通知の日の翌日から起算して、原則として15日(県の休日を含む。)以上経過した日、以後に設定しなければならない。
- 3 第1項の規定により入札書および設計業務技術資料を提出した者のうち、第15条第1項第1号または第3号に規定する総合評価点が第1位の者は、確認資料を提出しなければならない。
- 4 第1項の設計業務技術資料の様式は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 設計業務技術資料提出書(様式第1号)
  - (2) 企業の技術力 同種・類似業務の実績(様式第2号)
  - (3) 配置予定技術者の同種・類似業務の実績(様式第3号の1および第3号の2)
  - (4) 配置予定技術者の知識および技術力、業務執行体制等(様式第4号の1から第4号の3まで)
  - (5) 設計業務の成績評定点・地域精通度・地域貢献度(様式第5号)
- 5 設計業務技術資料の提出方法は、原則として電子入札システムによる電送とする。ただし、確認資料については、郵送等または持参とする。
- 6 設計業務技術資料および確認資料(以下「設計業務技術資料等」という。)の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 7 設計業務技術資料等の返却および公表は、行わないものとする。
- 8 設計業務技術資料等の提出後における提案内容の変更は、認めないものとする。
- 9 発注機関の長は、第3項の規定により入札参加者が提出した確認資料だけでは、設計業務技術資料に記載された事実を確認することができないときは、確認資料の追加提出を求めることができる。

### (総合評価失格基準価格)

第11条 総合評価失格基準価格については、最低制限価格制度実施要領第5条の規定を準用する。

### (失格基準)

- 第12条 次のいずれかに該当する者のした入札は、失格とするものとし、その旨を第7条(5)に規定する事項として入札説明書に明示するものとする。
- (1) 第10条第4項1号に掲げる設計業務技術資料(様式第1号)を提出しない者
  - (2) 提出した設計業務技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者
  - (3) 総合評価失格基準価格を下回る価格で入札を行った者
  - (4) 入札前の入札情報サービスシステムによる閲覧が確認できない者

## 改正後

(設計図面等の配布および閲覧)

第13条 設計図面等の配布および閲覧は、指名通知の日から入札開始日の前日の午後5時までの間、入札情報サービスシステムに掲示することにより行うものとし、紙面に表示した設計図書等の閲覧および配布は行わない。

(質問および回答)

第14条 設計図書等に関する質問は、電子申請または書面により、原則として入札開始の日の5日(県の休日を含まない。)前までに行わなければならない。

2 前項の規定による質問に対する回答は、入札情報サービスシステムに掲示する方法により行う。

3 前項に規定する掲示の期間は、第1項に規定する提出期限の翌日から起算して2日(県の休日を含まない。)以内に開始し、入札開始の前日(県の休日を含まない。)に終了するものとする。

(落札者の決定)

第15条 入札執行者は、落札者を決定しようとするときは、次の各号の順序を経て行わなければならない。

(1) 予定価格の範囲内で、かつ、総合評価失格基準価格以上の価格で入札した者のうち設計業務技術資料自己評価申請書(様式第1号の2)に基づく総合評価点が第1位の者(第12条の規定により失格となった者を除く。)から設計業務技術資料(様式第2～5号)および確認資料の提出を求め、設計業務技術資料自己評価申請書(様式第1号の2)に記載された事実の確認をする。

(2) 前号の確認は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 設計業務技術資料自己評価申請書の加算点の欄に数値の記載がない場合は、当該項目は、加算なしとする。

イ 設計業務技術資料自己評価申請書の加算点の欄に当該項目の最大の配点の数値を超える数値の記載がある場合は、当該項目は、加算なしとする。

ウ 設計業務技術資料自己評価申請書の加算点の欄に記載がある数値と項目説明の欄の記載の内容(例えば、有と無、※1と※2、その他など)とが一致しない場合は、加算点の欄に記載がある数値により評価する。

(3) 前号に規定するところにより総合評価点が第1位の者が決定したときは、その者に対して、設計業務技術資料等の提出を求め、次に定めるところにより総合評価点を確定するものとする。

ア 設計業務技術資料自己評価申請書に記載された各項目(同種・類似業務の実績および成績評定点に係る項目を除く。イにおいて同じ。)の加算点の欄の点数が、第10条第4項第3号から第6号に掲げる設計業務技術資料の記載内容より高い場合は、当該項目は、加算なしとする。

イ 設計業務技術資料自己評価申請書に記載された各項目の加算点の欄の点数が第10条第4項第3号から第6号に掲げる設計業務技術資料の記載内容より低い場合は、当該項目は、設計業務技術資料自己評価申請書の加算点により評価する。

## 改正前

(設計図面等の配布および閲覧)

第13条 設計図面等の配布および閲覧は、指名通知の日から入札開始日の前日の午後5時までの間、入札情報サービスシステムに掲示することにより行うものとし、紙面に表示した設計図書等の閲覧および配布は行わない。

2 入札前に入札情報サービスシステムによる閲覧が確認できない者のした入札は、前条第4号の規定により無効とする。

(質問および回答)

第14条 設計図書等に関する質問は、電子申請または書面により、原則として入札開始の日の5日(県の休日を含まない。)前までに行わなければならない。

2 前項の規定による質問に対する回答は、入札情報サービスシステムに掲示する方法により行う。

3 前項に規定する掲示の期間は、第1項に規定する提出期限の翌日から起算して2日(県の休日を含まない。)以内に開始し、入札開始の前日(県の休日を含まない。)に終了するものとする。

(落札者の決定)

第15条 入札執行者は、落札者を決定しようとするときは、次の各号の順序を経て行わなければならない。

(1) 予定価格の範囲内で、かつ、総合評価失格基準価格以上の価格で入札した者のうち総合評価点が第1位の者(第12条の規定により失格となった者を除く。)を落札候補者とする。

(2) 前号の落札候補者から確認資料の提出を求め、設計業務技術資料に記載された事実の確認をする。

(3) 前号の確認の結果、当該落札候補者が総合評価点第1位の者でなくなった場合は、当該確認後の総合評価点が第1位の者について前号の確認を行う。

(4) 総合評価点が第1位の者が決定するまで前2号の確認を行い、学識経験者の意見を聴取した後、総合評価点が第1位の者を決定する。ただし、学識経験者が必要がないと認めるときは意見を聴取しないことができる。

(5) 前号の場合において、総合評価点が第1位の者が2者以上であるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

(6) 前号の落札候補者について、審査会で審査を行い、必要に応じて学識経験者からの意見聴取を行った後、落札保留の日から原則として7日(県の休日を除く。)以内に落札者を決定するものとする。

2 前項の規定により落札者が決定したときは、発注機関の長は、その結果を入札参加者に通知するものとする。

## 改正後

ウ 設計業務技術資料自己評価申請書に記載された同種・類似業務の実績に係る項目については、入札執行者において確認を行った数値により評価するものとする。

エ 設計業務技術資料自己評価申請書に記載された成績評定点に係る項目については、入札執行者において確認を行った数値により評価するものとする。ただし、当該数値と総合評価点が第1位の者が設計業務技術資料自己評価申請書に記載した数値とが一致しない場合には、入札執行者と総合評価点が第1位の者とが、相互に確認を行った数値により評価するものとする。

- (4) 総合評価点が第1位となった者以外の入札参加者については、第2号に定めるところにより当該入札参加者の技術評価点を確定するものとする。
- (5) 前号の確認の結果、総合評価点が第1位の者でなくなった場合は、当該確認後の総合評価点が第1位の者について前号の確認を行う。
- (6) 総合評価点が第1位の者が決定するまで前2号の確認を行い、総合評価点が第1位の者を落札候補者とする。
- (7) 前号の場合において、総合評価点が第1位の者が2者以上であるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。
- (8) 前号の落札候補者について、審査会で審査を行い、落札保留の日から原則として7日（県の休日を除く。）以内に落札者を決定するものとする。
- 2 前項の規定により落札者が決定したときは、発注機関の長は、その結果を入札参加者に通知するものとする。

(非落札者への理由説明)

第16条 落札者とならなかった者のうち落札者の決定の結果に対して不服がある者は、前条第2項の規定による通知の日から5日（県の休日を除く。）以内に、書面により、発注機関の長に落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。

2 発注機関の長は、前項の説明を求められた日から原則として7日（県の休日を含む。）以内に書面をもって回答するものとする。

(入札結果の公表)

第17条 発注機関の長は、落札者の決定後、速やかに、入札結果を入札情報サービスシステムに掲載するものとする。

2 前項の入札結果には、落札者について、落札者であることおよび落札決定日を表示するほか、次の事項を表示するものとする。

- (1) 入札参加者の名称
- (2) 入札参加者が提示した入札価格
- (3) 入札参加者の価格評価点および技術評価点ならびに総合評価点（審査対象者となった者のみ）
- (4) 失格となった者がいる場合にはその理由

(指名停止等の措置)

## 改正前

(非落札者への理由説明)

第16条 落札者とならなかった者のうち落札者の決定の結果に対して不服がある者は、前条第2項の規定による通知の日から5日（県の休日を除く。）以内に、書面により、発注機関の長に落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。

2 発注機関の長は、前項の説明を求められた日から原則として7日（県の休日を含む。）以内に書面をもって回答するものとする。

(入札結果の公表)

第17条 発注機関の長は、落札者の決定後、速やかに、入札結果を入札情報サービスシステムに掲載するものとする。

2 前項の入札結果には、落札者について、落札者であることおよび落札決定日を表示するほか、次の事項を表示するものとする。

- (1) 入札参加者の名称
- (2) 入札参加者が提示した入札価格
- (3) 入札参加者の価格評価点および技術評価点ならびに総合評価点（審査対象者となった者のみ）
- (4) 失格となった者がいる場合にはその理由

(指名停止等の措置)

第18条 設計業務技術資料に虚偽の記載を行った場合その他契約の相手方として不適当と認められる場合は、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく措置を検討する。

## 改正後

第18条 設計業務技術資料に虚偽の記載を行った場合その他契約の相手方として不適当と認められる場合は、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく措置を検討する。

(補則)

第19条 この要領に定めのない事項およびこの要領により難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月15日より施行する。

## 改正前

(補則)

第19条 この要領に定めのない事項およびこの要領により難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月1日より施行する。